



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

### 規則

▽神戸市契約規則及び公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則  
 [行財政局契約監理課] 2560

### 告示

▽指定納付受託者の指定 (PayPay 株式会社)  
 [企画調整局参画推進課] 2566

### 公告

- ▽一般競争入札による契約の締結 (土地の売払い) [行財政局資産活用課] 2566
- ▽農用地利用集積計画の決定 (一般) [農業委員会事務局] 2569
- ▽農用地利用集積計画の決定 (解除条件付) [農業委員会事務局] 2577
- ▽建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧 (ヒルクオーレ須磨山の手建築協定) [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2580
- ▽建築協定書の公開による意見の聴取 (西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区建築協定) [建築住宅局建築指導部建築安全課] 2580
- ▽一般競争入札による契約の締結 (飲料自動販売機設置場所の貸し付け) [行財政局資産活用課] 2580
- ▽開発行為に関する工事の完了 (長田区丸山町3丁目) [都市局都市計画課] 2585
- ▽開発行為に関する工事の完了 (垂水区名谷町字平ノ垣内) [都市局都市計画課] 2585
- ▽都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧 (神戸国際港都建設計画道路ほか) [都市局都市計画課] 2585

### 教育委員会

▽神戸市立学校園教員採用選考試験 特別選考案内  
 [教育委員会事務局総務部教職員課] 2587

## 人事委員会

▽神戸市職員採用試験 (選考) 案内  
 [人事委員会事務局任用課] 2587

規 則
-----

神戸市契約規則及び公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月24日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第39号

神戸市契約規則及び公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則  
(契約規則の一部改正)

第1条 神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第5章 [略]	第1章～第5章 [略]
第6章 補則(第70条・ <u>第71条</u> )	第6章 補則(第70条)
附則	附則
(契約保証金の納付)	(契約保証金の納付)
第24条 [略]	第24条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 市長は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出さ	3 市長は、前項の保証を契約保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出さ

せ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは确实と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。ただし、前項第2号の規定による場合は、契約の相手方は、当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該保証を証する書面を提出したものとみなす。

4 [略]

（契約保証金の免除）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。ただし、契約の相手方は、当該証書の提出に代えて、電磁的方法であって、当該保

せ、その提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証をした物品売却システムを管理する事業者、保証事業会社又は銀行若しくは确实と認める金融機関との間に保証契約を締結しなければならない。

4 [略]

（契約保証金の免除）

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができる。

(1)～(3) [略]

(4) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。

険会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、契約の相手方は、当該証書を提出したものとみなす。

(5)、(6) [略]

(公告の方法)

第70条 地方自治法施行令（第2編第5章第6節の規定に限る。）、特例政令及びこの規則の規定による公示又は公告は、インターネットを利用する方法により行うことができる。

2 前項の方法により公示又は公告をしたときは、その公示又は公告を市事務所の掲示場に掲示したものとみなす。

第71条 [略]

(5)、(6) [略]

第70条 [略]

(公共工事の前払金に関する規則の一部改正)

第2条 公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(前払金の申請)

第3条 前払金の支払を受けようとする者は、様式による公共工事前払金交付申請書を市長に提出するとともに、保証事業会社と公共工事前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下単に「保証契約」という。）を締結し、かつ、当該保証契約証書を本市に寄託しなければならない。ただし、前払金の支払を受けようとする者は、保証契約証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払を受けようとする者は、当該保証契約証書を寄託したものとみなす。

(前払金の申請)

第3条 前払金の支払を受けようとする者は、様式による公共工事前払金交付申請書を市長に提出するとともに、保証事業会社と公共工事前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下単に「保証契約」という。）を締結し、かつ、当該保証契約証書を本市に寄託しなければならない。

様式中

「

申請者 住所  
氏名 ④ を

」

「

申請者 住所  
氏名 に改める。

」

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、令和4年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則による改正後の神戸市契約規則第24条第3項及び第25条第4号の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が開始される契約について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において当該保証を証する書面が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により提出されたものに限る。）し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の公共工事の前払金に関する規則第3条の規定は、施行日以後に行う公告その他の契約の申込みの誘引が開始される土木建築に関する工事又は測量について適用（保証の契約内容を変更しようとする場合は、当初の契約において保証契約証書が電磁的方法により提出されたものに限る。）し、同日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

## (規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正)

- 4 神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和3年3月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
規則名	条項又は様式番号	規則名	条項又は様式番号
土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則（昭和30年8月規則第56号）	[略]	公共工事の前払金に関する規則（昭和28年6月規則第52号）	様式
[略]	[略]	土地区画整理法第76条第1項の規定による建築行為等許可申請取扱規則（昭和30年8月規則第56号）	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

**告 示****神戸市告示第515号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月6日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定納付受託者の指定を受けた者  
東京都千代田区紀尾井町1-3  
PayPay株式会社 代表取締役社長執行役員CEO 中山 一郎
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入等  
キャッシュレス決済を利用して納付するふるさと納税寄附金
- 3 指定納付受託者による納付の委託を開始する日  
令和4年12月15日

**公 告****神戸市公告第261号**

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年11月18日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 入札に付する事項  
土地（所在地、地目、面積、用途地域、予定価格及び入札保証金 別表のとおり）の売払い
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - (2) 神戸市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
    - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
    - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
    - ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
    - エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。



オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者

(4) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者

ア 神戸市から直接に、又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定め違反した者

イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者

ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）

### 3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用課（電話番号078-322-5142）

（以下「資産活用課」という。）

### 4 入札の参加に関する要領の公開時期及び公開方法

(1) 公開時期

令和4年11月18日（金）より公開

(2) 公開方法

ホームページにて公開（<http://www.city.kobe.lg.jp/information/publicsell/sell/>）

### 5 入札参加申込みの日時及び場所

(1) 入札参加申込みの日時

令和4年12月9日（金）から12月13日（火）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込みの場所

資産活用課

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

### 6 入札の日時、場所及び方法

(1) 入札の日時

令和5年1月12日（木）から1月19日（木）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札の場所

## 資産活用課

## (3) 入札の方法

本市が交付する所定の入札書により入札すること（郵送又は持参すること。）。

## 7 開札の日時及び場所

## (1) 開札の日時

令和5年1月26日（木）午前9時30分より

## (2) 開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館24階 1241会議室

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、別表のとおりとします。

(2) 入札に参加する者は、事前に、本市が交付する所定の納入通知書により入札保証金を納付してください。

## 9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 「入札参加申込書兼誓約書」もしくは「入札保証金提出書」の提出がないとき。

(3) 最低売却価格（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき。

(4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。

(6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。

(7) 一の入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき。

(8) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

(9) 代理人による入札の場合において、「委任状」を提出しないとき。

(10) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(11) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(12) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。

(13) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。

(14) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(15) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 10 その他

(1) 本件契約には、利用に関して次の条件を付します。詳細については、実施要領で確認してください。

ア 公序良俗に反する使用の禁止

イ 風俗営業等の禁止

## (2) 落札者の決定の方法

落札者は、規則第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

## (3) 契約締結の手続

契約の締結は、令和5年2月24日（金）までに行います。

## 別表

No.	所在地	地目	面積 (㎡)	用途地域	予定価格 (円)	入札保証金 (円)
1	神戸市東灘区本山南町4丁目2番1	宅地	1,093.67	第1種中高層住居専用地域	517,000,000	25,900,000
2	神戸市灘区六甲町4丁目103番22外2筆	宅地	496.24	第1種住居地域	160,000,000	8,000,000
3	神戸市兵庫区金平町2丁目25番2	宅地	1,299.82	工業地域	184,000,000	9,200,000
4	神戸市兵庫区浜中町2丁目72番1	宅地	516.26	第2種住居地域	85,900,000	4,300,000
5	神戸市北区道場町日下部字西大久保1525番1	宅地	391.49	第1種低層住居専用地域	25,400,000	1,300,000
6	神戸市北区中里町2丁目6番15	宅地	445.74	第1種低層住居専用地域	13,900,000	700,000
7	神戸市垂水区星陵台4丁目179番336外1筆	宅地・山林	491.06	第1種住居地域	9,500,000	500,000
8	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目2252番1756	宅地	1,998.32	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	168,000,000	8,400,000
9	神戸市垂水区高丸8丁目2243番290外2筆	宅地	1,788.63	第1種低層住居専用地域	78,000,000	3,900,000
10	神戸市垂水区泉が丘4丁目1439番10	宅地	4,380.31	第1種中高層住居専用地域	282,000,000	14,100,000
11	神戸市西区美穂が丘4丁目113番2外12筆	宅地	2,421.63	第1種低層住居専用地域	64,800,000	3,300,000
12	神戸市西区玉津町二ツ屋字松ノ内338番10	雑種地	364.84	市街化調整区域	8,400,000	500,000
13	神戸市西区玉津町高津橋字岡356番	雑種地	623.42	第1種低層住居専用地域	14,400,000	800,000
14	神戸市西区今寺37番5	宅地	939.82	第1種中高層住居専用地域	18,800,000	1,000,000
15	神戸市西区伊川谷町有瀬字石塚977番2	宅地	817.65	第1種中高層住居専用地域	69,700,000	3,500,000

## 神戸市公告第262号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年11月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、

## 存続期間並びに借賃及びその支払の方法

## 別表のとおり

## 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件

別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

## (2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

## (3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

## (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。

## (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

## (6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更について

は、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（一般）

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類（備考）	内容（土地の利用目的を含む）	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目 認定面積㎡	開始年月日 終了年月日	賃借料物			
神戸市北区鈴蘭台南町 谷口 利雄	神戸市北区山田町 東谷 頼継	北区山田町藍那字西谷24-2 北区山田町藍那字西谷24-3	田 135 畑 52	令和5年1月1日 令和5年12月31日	7,219円／1筆 2,781円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用 普通畑として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区有野町 古家 恭彦	西宮市段上町 滑浦 信子	北区有野町二郎字越野246	田 1,695	令和5年1月1日 令和5年12月31日	25,425円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区道場町 伊丹 正典	神戸市北区道場町 今北 博司	北区道場町塩田字随南349	田 2,017	令和5年1月1日 令和5年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区藤原台南町 池田 綾香	神戸市北区大沢町 岩田 恪夫	北区大沢町神付字ヲサ田1111	田 1,350	令和5年1月1日 令和5年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区大沢町 岩形 孝司	伊丹市東野 小西 晃一	【従前地】 北区大沢町日西原字中大畑917-1 【換地予定地】 （北区大沢町日西原字中大畑3233） （北区大沢町日西原字中大	田 2,786  （田） （1,386）  （田） （1,591）	令和5年1月1日 令和5年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

		畑3234) (北区大沢町 日西原字踊子 3239)	(田) (774)						
神戸市北区八 多町 上仲 良一	神戸市北区八 多町 高森 泰治	北区八多町深 谷字藏ノ下 1558 北区八多町深 谷字藏ノ下 1559	田 2,084  田 2,124	令和5年1月1日 令和5年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用		
神戸市北区八 多町 上畑 政昭	神戸市北区八 多町 岡田 孝久	北区八多町屏 風字中澤 2138	田 1,635	令和5年1月1日 令和5年12月31日	10,320円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。	
神戸市北区八 多町 上畑 政昭	神戸市北区八 多町 馬場 克治	北区八多町屏 風字下畑 2147-1	田 854	令和5年1月1日 令和5年12月31日	2,580円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。	
神戸市北区八 多町 芝 卓哉	神戸市北区唐 櫃台 奥田 修正	北区八多町西 畑字谷ノ上 677-1 北区八多町西 畑字谷ノ上 679	田 125  田 1,454	令和5年1月1日 令和5年12月31日	1,200円/1筆 13,800円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。	
神戸市北区八 多町 北西 浩	伊丹市千僧 百田 信子 神戸市北区八 多町 中植 薫	北区八多町西 畑字道北854 北区八多町西 畑字道北864 北区八多町西 畑字宮ノ前 898	田 1,852 田 2,347 田 770	令和5年1月1日 令和5年12月31日	4,300円/1筆 10,900円/1筆 3,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。	
神戸市北区八 多町 中元 佐利	伊丹市千僧 百田 信子 神戸市北区八 多町 中植 薫	北区八多町西 畑字道北 868	田 1,597	令和5年1月1日 令和5年12月31日	7,300円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。	
神戸市北区淡 河町 藤田 美美江	神戸市北区淡 河町 藤田 寛之	北区淡河町南 僧尾字西北 2036	田 2,301	令和5年1月1日 令和5年12月31日	玄米45kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。	
神戸市北区淡 河町 藤田 美美江	神戸市西区美 賀多台 田谷 和彦	北区淡河町南 僧尾字西北 2038	田 2,064	令和5年1月1日 令和5年12月31日	玄米44kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。	
神戸市北区淡 河町 清原 辰也	神戸市北区淡 河町 藤原 正三	北区淡河町北 僧尾字平野 2595-1	田 1,077	令和5年1月1日 令和5年12月31日	玄米60kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和5年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。	
神戸市北区鹿 の子台北町 遠藤 修作	神奈川県横浜 市栄区小菅ヶ 谷 上畑 博美	北区八多町屏 風字中澤 2136	畑 1,521	本公告日 令和5年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用		
神戸市北区小 倉台 豊蔵 玄	神戸市北区有 野町 流元 勇助 神戸市北区有 野町 流元照美	北区有野町二 郎字越野233- 3	田 991	令和5年1月1日 令和6年12月31日	80,000円/1筆	賃貸借権設定	施設園芸として利 用	毎年12月20日 までに当該年 に係る借賃の 全額を甲の住 所へ持参する。	
神戸市北区鹿 の子台北町 坂本 佳希	神戸市北区有 野町 滑浦 武志	北区有野町二 郎字清水 351	田 1,031	令和5年1月1日 令和6年12月31日	15,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに当該年 に係る借賃の 全額を甲の住	

								所へ持参する。
神戸市北区山田町 田中 進	神戸市北区山田町 藪本 康正	北区山田町原野字北子8-1 北区山田町原野字中曽根5-1	田 1,632 田 281	令和5年1月1日 令和7年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道場町 中嶋 正哲	神戸市北区道場町 大前 文彦	北区道場町塩田字灯籠ノ下738-1 北区道場町塩田字灯籠ノ下738-2 北区道場町塩田字灯籠ノ下738-3 北区道場町塩田字蔵前1245-1 北区道場町塩田字蔵前1245-2	田 365 田 146 田 474 田 952 田 208	令和5年1月1日 令和7年12月31日	2,594円/1筆 1,038円/1筆 3,368円/1筆 8,207円/1筆 1,793円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
三田市末松本 和久	神戸市北区藤原台中町 三谷 千博	北区道場町塩田字尼ヶ谷2020 北区道場町塩田字尼ヶ谷2026	田 69 田 327	令和5年1月1日 令和7年12月31日	玄米5kg/1筆 玄米25kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区大沢町 平松 浩一	三田市狭間が丘 石井 田鶴子	北区大沢町上大沢字次郎ヶ谷3103	田 3,686	令和5年1月1日 令和7年12月31日	玄米90kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区長尾町 前坊 悦蔵	神戸市北区長尾町 有井 融	北区長尾町宅原字五反田3000	田 1,900	令和5年1月1日 令和7年12月31日	13,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区山田町 古川 與志一	神戸市北区山田町 戀水 真里	北区山田町原野字寺前32 北区山田町原野字寺前39	田 1,018 田 1,021	令和5年1月1日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区山田町 山田 正男	北区山田町 脇阪 正三 北区山田町 脇阪 キクノ	北区山田町原野字寺前46	田 657	令和5年1月1日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
尼崎市武庫之荘本町 山根 康史	西宮市段上町 滑浦 信子	北区有野町二郎字滑浦228-1 北区有野町二郎字滑浦230 北区有野町二郎字越野235-1 北区有野町二郎字越野239	田 776 田 376 田 712 田 1,051	令和5年1月1日 令和9年12月31日	11,640円/1筆 5,640円/1筆 10,680円/1筆 15,765円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
西宮市上甲子園 小林 敦	西宮市段上町 滑浦 信子	北区有野町二郎字越野243 北区有野町二郎字越野244 北区有野町二郎字越野245 北区有野町二郎字越野253	田 416 田 436 田 568 田 585	令和5年1月1日 令和9年12月31日	6,240円/1筆 6,540円/1筆 8,520円/1筆 8,775円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
伊丹市宮ノ前 根木 伸文	西宮市段上町 滑浦 信子	北区有野町二郎字庵野298-1 北区有野町二郎字庵野300-3	田 892 田 175	令和5年1月1日 令和9年12月31日	13,380円/1筆 2,625円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区鹿	西宮市段上町	北区有野町二	田	令和5年1月1日	9,960円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日

の子台北町 坂本 佳希	滑浦 信子	郎字神田338	664	令和9年12月31日				までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区道場町 芝野 博章	三田市中央町 泉 紘一	北区道場町日下部字上ノ垣内60	田 1,814	令和5年1月1日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区大沢町 石井 孝雄	神戸市北区大沢町 西岡 節子	北区大沢町神付字ナメラ 1313-1 北区大沢町神付字ナメラ 1313-3 北区大沢町神付字ナメラ 1313-4	畑 772 田 980 田 3,720	令和5年1月1日 令和9年12月31日	10,800円／1筆 13,720円／1筆 52,080円／1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区大沢町 前中 悠一	神戸市北区大沢町 上田 稔哉	北区大沢町上大沢字細池下2465	田 1,296	令和5年1月1日 令和9年12月31日	16,500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区大沢町 岩形 孝司	大阪府箕面市桜井 岸上 努	北区大沢町日西原字岩鎌1611-1	田 1,434	令和5年1月1日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
伊丹市安堂寺町 高橋 忠浩	神戸市北区大沢町 淵上 正廣	北区大沢町日西原字員段田2989	田 1,591	令和5年1月1日 令和9年12月31日	14,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区大沢町 乗池 邦晴	神戸市北区大沢町 下浦 澄子 三田市武庫が丘 山添 暁美	北区大沢町籐字野手939	田 1,585	令和5年1月1日 令和9年12月31日	玄米50kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 乗本 俊一	神戸市北区大沢町 下浦 澄子 三田市武庫が丘 山添 暁美	北区大沢町籐字上谷1080	田 2,339	令和5年1月1日 令和9年12月31日	玄米90kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区大沢町 大家 喜八郎	三田市中町 春井 健弘	北区長尾町宅原字豊浦690-1 北区長尾町宅原字豊浦3295 北区長尾町宅原字豊浦3297 北区長尾町宅原字豊浦3298 北区長尾町宅原字豊浦3299 北区長尾町宅原字豊浦3326 北区長尾町宅原字豊浦3330 北区長尾町宅原字豊浦3333 北区長尾町宅原字豊浦3336 北区長尾町宅原字数合3513	田 130 田 939 田 872 田 1,306 田 2,044 田 1,642 田 356 田 1,829 田 1,743 田 1,368	令和5年1月1日 令和9年12月31日	1,950円／1筆 14,085円／1筆 13,080円／1筆 19,590円／1筆 30,660円／1筆 24,630円／1筆 5,340円／1筆 27,435円／1筆 26,145円／1筆 20,520円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区長尾町 大抜 広志	大阪府豊中市新千里南町 桂正 治	北区長尾町宅原字前坊2943 北区長尾町宅原字前坊2945	田 701 田 762	令和5年1月1日 令和9年12月31日	5,000円／1筆 5,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。



神戸市北区長尾町 前坊 悦蔵	大阪府豊中市 新千里南町 桂正 治	北区長尾町宅 原字五反田 2952 北区長尾町宅 原字五反田 2958 北区長尾町宅 原字五反田 2959 北区長尾町宅 原字五反田 2964	田 1,324 田 817 田 658 田 1,412	令和5年1月1日 令和9年12月31日	14,600円／1筆 8,973円／1筆 7,227円／1筆 15,500円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区長尾町 桃谷 恒生	神戸市北区長尾町 新谷 太作	北区長尾町上 津字長尾 4571	田 1,302	令和5年1月1日 令和9年12月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区長尾町 北田 幸雄	神戸市北区長尾町 白坂 正乃	北区長尾町上 津字前田 5459 北区長尾町上 津字山五谷 5482 北区長尾町上 津字山五谷 5483	田 741 田 1,420 田 1,226	令和5年1月1日 令和9年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡河町 山本 進	神戸市北区淡河町 高瀬 義則	北区淡河町野 瀬字新田 2990	田 2,184	令和5年1月1日 令和9年12月31日	玄米90kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区淡河町 藤本 茂幸	西脇市黒田庄町 荻野 恭子	北区淡河町勝 雄字野口屋 1939 北区淡河町勝 雄字野口屋 1941	田 1,487 田 1,934	令和5年1月1日 令和9年12月31日	13,608円／1筆 19,642円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 今枝 博己	西脇市黒田庄町 荻野 恭子	北区淡河町勝 雄字野口屋 1947 北区淡河町勝 雄字門之本 1982 北区淡河町勝 雄字門之本 1983	田 1,261 田 930 田 4,778	令和5年1月1日 令和9年12月31日	14,210円／1筆 8,176円／1筆 60,746円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 尾崎 輝雄	西脇市黒田庄町 荻野 恭子	北区淡河町勝 雄字門之本 1968	田 2,339	令和5年1月1日 令和9年12月31日	22,554円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 藤本 善典	西脇市黒田庄町 荻野 恭子	北区淡河町勝 雄字門之本 1984-1	田 1,975	令和5年1月1日 令和9年12月31日	26,180円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 寺口 正則	西脇市黒田庄町 荻野 恭子	北区淡河町勝 雄字中島1992	田 1,800	令和5年1月1日 令和9年12月31日	20,902円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区大沢町 前中 悠一	神戸市北区上 津台 寺田 恭子	北区大沢町上 大沢字細池口 2268-1 北区大沢町上 大沢字細池口 2269-1 北区大沢町上 大沢字細池下 2467	田 636 田 1,387 田 1,920	令和5年1月1日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
西宮市山口町	神戸市北区藤	北区八多町深	田	令和5年1月1日	34,230円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日

白萩 芳之	原台南町 前田 利治	谷字西長尾 1907	2,445	令和14年12月31日				までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区八多町 中澤 惣一郎	大阪府吹田市五月が丘 辻井 道弘	北区八多町屏風字下大畑1827 北区八多町屏風字上大畑1845 北区八多町屏風字上大畑1846 北区八多町屏風字水汲2005 北区八多町屏風字菴ノ下2035 北区八多町屏風字菴ノ下2037	田 2,562 田 2,844 田 915 田 1,226 田 1,150 田 2,010	令和5年1月1日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区鈴蘭台南町 杉山 卓未	神戸市北区淡河町 沖野 賀司	北区淡河町北畑字辻沢665-1 北区淡河町北畑字辻沢665-2 北区淡河町北畑字辻沢665-3	畑 28 畑 90 畑 1,055	令和5年1月1日 令和14年12月31日	140円/1筆 450円/1筆 5,275円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市北区淡河町 安福 芳之	神戸市北区淡河町 安福 隆俊	北区淡河町勝雄字上ノ原1500 北区淡河町勝雄字上ノ原1516 北区淡河町勝雄字上ノ原1521 北区淡河町勝雄字上ノ原1522 北区淡河町勝雄字上ノ原1523 北区淡河町勝雄字横谷1830 北区淡河町勝雄字横谷1831	田 3,056 田 1,564 畑 1,295 田 4,917 田 4,833 畑 2,198 田 1,853	令和5年1月1日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用 水田として利用 普通畑として利用 水田として利用	
神戸市西区押部谷町 北井 嘉彦	神戸市西区押部谷町 大西 康文	西区押部谷町和田字内町1027	田 332	本公告日 令和5年3月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月20日までに借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区舞子台 孫 伊亮	神戸市西区伊川谷町 清水 啓文	西区伊川谷町小寺字吉末132-1	田 2,413の内 108	本公告日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	農業用倉庫として利用	
神戸市西区伊川谷町 重塚 毅	神戸市西区伊川谷町 重塚 政雄	西区伊川谷町長坂字大北60 西区伊川谷町長坂字玉子原465	田 4,338 田 3,336	令和4年12月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 平田 鐵雄	西区神出町宝勢字木屋池尻1170-7 西区神出町宝勢字木屋池尻2815 西区神出町宝勢字木屋池尻2821	田 949 田 770 田 929	令和4年11月30日 令和14年12月31日	4,500円/1筆 7,000円/1筆 9,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。

神戸市中央区 下山手通5丁目 7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神 出町 平田 鐵雄	西区岩岡町岩 岡字上之場 1771-5 西区岩岡町岩 岡字上之場 1796-1	畑 153 田 414	令和4年11月30日 令和14年12月31日		使用貸借権設定	普通畑として利用 水田として利用	
---	-----------------------	--	----------------------	---------------------------	--	---------	---------------------	--

**神戸市公告第263号**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年11月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元 喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。  
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

## (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (5) 修繕及び改良

- ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。
- イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

## (6) 租税公課等の負担

- ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

## (11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（解付）

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類（備考）	内容（土地の利用目的を含む）	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	賃借料物			
			認定面積㎡					
神戸市垂水区 小東山手 高杉 雄三	神戸市西区井 吹台東町 今井 晶	西区伊川谷町 前開字真善坊 166	田 621	本公告日 令和7年3月31日	3,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日  までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

**神戸市公告第264号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和4年11月21日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称  
ヒルクオーレ須磨山の手建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市須磨区菅の台7丁目34番1 他

**神戸市公告第280号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和4年12月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称  
西神ニュータウン・ヴェールヴィル西神地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置  
神戸市西区美賀多台8丁目1番1 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時  
令和4年12月23日(金)  
11時00分から11時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
三宮国際ビル6階  
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先  
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号  
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課  
電話(078)595-6555

**神戸市公告第281号**

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。)第4条の規定

により、次のとおり公告します。

令和4年12月6日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

飲料自動販売機設置場所（施設名、台数、屋内屋外の別、住所及び予定価格（最低月額賃料）別表のとおり）の貸し付け

2 入札に参加する者に必要な資格

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 次の①～③のいずれにも該当しない者であること

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない
- ② 破産者で復権を得ない
- ③ 国税及び神戸市税の未納がある

(2) 次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であつて、その事実があつた後3年間経過した者を含む。）であること

- ① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- ④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき
- ⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員もしくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用課（電話番号078-322-5140）

（以下「資産活用課」という。）

4 入札の参加に関する要領の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

令和4年12月6日（火）から令和4年12月23日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

資産活用課

## (3) 交付方法

無料交付

## 5 入札参加申込みの日時及び場所

## (1) 入札参加申込みの日時

令和4年12月6日（火）から令和4年12月23日（金）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 入札参加申込みの場所

資産活用課

## (3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

## 6 入札の日時、場所及び方法

## (1) 入札の日時

令和5年1月11日（水）から1月24日（火）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 入札の場所

資産活用課

## (3) 入札の方法

本市が交付する所定の入札書により入札すること（郵送又は持参すること。）。

## 7 開札の日時及び場所

## (1) 開札の日時

令和5年1月31日（火）・2月1日（水）午後13時30分より

## (2) 開札の場所

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市役所本庁舎1号館24階 1243会議室

## 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除とします。

## 9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき

(2) 「入札参加申込書兼誓約書」の提出がないとき

(3) 最低月額賃料（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき

(4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認しがたいとき

(5) 「入札書」に記名及び実印（委任している場合は受任者届出印）の押印がないとき

(6) 「入札書」の金額の前に「¥」マークがないとき

(7) 一つの入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき

(8) 代理人による入札の場合において「委任状」を提出しないとき

(9) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき

(10) 入札者の資格がない者が入札したとき



- (11) 本市から交付される「入札書」以外の用紙を使用して入札したとき
- (12) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入したとき
- (13) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

10 その他

(1) 本件契約の詳細については、実施要領で確認してください。

(2) 落札者の決定の方法

落札者は、規則第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

(3) 契約締結の手続

契約の締結は、令和5年3月31日（金）までに行います。

(4) 入札の実施要領の内容は、神戸市ホームページで見ることができます。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/jihanki/>)

別表

No.	施設名	台数	屋内 屋外	住所	予定価格 (最低月 額賃料) (円)
1	甲南斎場事務所	1	屋外	神戸市東灘区本山町田中字南小路423番地	1,300
2	東灘事業所	1	屋外	神戸市東灘区魚崎西町3丁目5番3号	1,300
3	東クリーンセンター1	1	屋内	神戸市東灘区魚崎浜町1番地7	2,200
4	東クリーンセンター2	1	屋内	神戸市東灘区魚崎浜町1番地7	2,200
5	灘消防署	1	屋外	神戸市灘区神ノ木通3丁目6番18号	1,300
6	灘消防署青谷橋出張所	1	屋内	神戸市灘区城の下通2丁目3番1号	2,200
7	神戸市役所本庁舎4号館4階(危機管理センター)	1	屋内	神戸市中央区江戸町97番地の1	2,200
8	神戸市総合教育センター1	1	屋内	神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号	2,200
9	神戸市総合教育センター2	1	屋内	神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号	2,200
10	神戸市総合教育センター3	1	屋内	神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号	2,200
11	神戸市総合教育センター4	1	屋内	神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号	2,200
12	神戸市総合教育センター5	1	屋内	神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号	2,200
13	神戸市総合教育センター6	1	屋内	神戸市中央区東川崎町1丁目3番2号	2,200
14	中央事業所	1	屋内	神戸市中央区脇浜町3丁目2番地の30	2,200
15	中央消防署1	1	屋内	神戸市中央区小野柄通2丁目1番19号	2,200
16	中央消防署2	1	屋内	神戸市中央区小野柄通2丁目1番19号	2,200
17	中央消防署3	1	屋内	神戸市中央区小野柄通2丁目1番19号	2,200
18	中央消防署山手出張所	1	屋内	神戸市中央区下山手通7丁目1番13号	2,200
19	中央消防署栄町出張所	1	屋内	神戸市中央区栄町通7丁目1番6号	2,200
20	三宮駅南交通広場 バスターミナル	4	屋内	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号	8,800
21	兵庫消防署運南出張所	1	屋外	神戸市兵庫区浜山通2丁目4番1号	1,300
22	鶴越斎場(管理棟)	1	屋内	神戸市北区山田町下谷上字中一里山14番地	2,200

				の1	
23	鶴越墓園(臨時バスターミナル前)	1	屋外	神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番地の1	1,300
24	鶴越墓園(管理事務所前)	1	屋外	神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番地の1	1,300
25	鶴越墓園(まさき地区)	1	屋外	神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番地の1	1,300
26	鶴越墓園(合葬墓詰所横)	1	屋外	神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番地の1	1,300
27	市民防災総合センター1	1	屋内	神戸市北区ひよどり北町3丁目1番地	2,200
28	市民防災総合センター2	1	屋内	神戸市北区ひよどり北町3丁目1番地	2,200
29	北事業所	1	屋内	神戸市北区山田町下谷上字五郎本1番地の1	2,200
30	北消防署1	1	屋内	神戸市北区北五葉2丁目1番9号	2,200
31	北消防署2	1	屋内	神戸市北区北五葉2丁目1番9号	2,200
32	北消防署北神分署	1	屋外	神戸市北区藤原台北町7丁目20番1号	1,300
33	北消防署北神分署有馬出張所	1	屋外	神戸市北区有馬町ウツギ谷1307番地の8	1,300
34	北消防署山田出張所	1	屋外	神戸市北区山田町下谷上字池ノ内21番地の3	1,300
35	北消防署ひよどり出張所	1	屋内	神戸市北区ひよどり台南町1丁目15番地の120	2,200
36	神戸市立丸山コミュニティ・センター	1	屋内	神戸市長田区西丸山町1丁目7番5号	2,200
37	西部建設事務所	1	屋内	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1	2,200
38	須磨消防署	1	屋内	神戸市須磨区中島町1丁目1番1号	2,200
39	須磨消防署板宿出張所	1	屋外	神戸市須磨区川上町2丁目1番7号	1,300
40	須磨消防署北須磨出張所	1	屋内	神戸市須磨区西落合1丁目1番1号	2,200
41	舞子墓園(事務所前1)	1	屋外	神戸市垂水区舞子陵1番1号	1,300
42	舞子墓園(事務所前2)	1	屋外	神戸市垂水区舞子陵1番1号	1,300
43	垂水事業所(東館1)	1	屋外	神戸市垂水区本多聞6丁目8番10号	1,300
44	垂水事業所(東館2)	1	屋外	神戸市垂水区本多聞6丁目8番10号	1,300
45	垂水事業所(西館1)	1	屋内	神戸市垂水区本多聞7丁目1番1号	2,200
46	垂水事業所(西館2)	1	屋外	神戸市垂水区本多聞7丁目1番1号	1,300
47	垂水消防署	1	屋内	神戸市垂水区舞多聞東1丁目10番30号	2,200
48	垂水消防署高丸出張所	1	屋内	神戸市垂水区野田通10番5号	2,200
49	垂水消防署舞子出張所	1	屋外	神戸市垂水区舞子台3丁目14番5号	1,300
50	西神墓園(事務所前1)	1	屋外	神戸市西区神出町南字美濃谷614番地	1,300
51	西神墓園(事務所前2)	1	屋外	神戸市西区神出町南字美濃谷614番地	1,300
52	布施畑環境センター(破碎選別施設)	1	屋外	神戸市西区伊川谷町布施畑丸畑1172番地の2	1,300
53	西建設事務所	1	屋内	神戸市西区玉津町今津字宮の西333番地の1	2,200
54	西消防署1	1	屋内	神戸市西区春日台5丁目1番10号	2,200
55	西消防署2	1	屋内	神戸市西区春日台5丁目1番10号	2,200

### 神戸市公告第282号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年12月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市長田区丸山町3丁目36番、37番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市中央区多聞通3丁目3番16号甲南第一ビル201号  
商業土地開発株式会社  
代表取締役 近藤剛志
- 3 許可番号  
令和4年4月7日 第8043号  
(変更許可 令和4年11月1日 第2027号)

### 神戸市公告第283号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年12月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市垂水区名谷町字平ノ垣内842番5、843番、844番、846番1、847番、848番、849番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市垂水区舞子坂3丁目17番2号  
春名建設株式会社  
代表取締役 芝本 和彦
- 3 許可番号  
令和4年5月12日 第8049号  
(変更許可 令和4年9月26日 第2022号)

### 神戸市公告第284号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を

令和4年12月6日から令和4年12月20日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和4年12月6日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画道路	<p>〈1. 3. 4号西神戸線〉</p> <p>神戸市西区伊川谷町井吹字前ノ谷、字生子谷及び字苗代、伊川谷町別府字辻ケ内、字建山及び字川谷、櫛谷町菅野字城ケ谷、字青谷、字谷谷、字東山、字上井、字東下、字柳井田、字上川原、字野手、字北山及び字西山、櫛野台2丁目、春日台5丁目、平野町向井字山ノ谷、字辻ノ口、字水池及び字焼ケ谷、平野町下村字天神ケ原、字山下、字北田、字屋敷、字小町、字井ノ花、字中町、字西河原及び字水口並びに平野町中津字北浦、字合ノ東、字橋爪、字神出、字小松ケ坪、字山ノ下、字井ケ谷、字小東山、字井ケ谷ノ上、字牛飼場及び大徳谷</p> <p>〈1. 4. 3号北神戸線〉</p> <p>神戸市西区伊川谷町井吹字前ノ谷及び字生子谷</p> <p>〈3. 1. 6号多聞平野線〉</p> <p>神戸市西区伊川谷町井吹字生子谷及び字苗代、伊川谷町別府字辻ケ内、字建山及び字川谷、櫛谷町菅野字城ケ谷、字青谷、字谷谷、字東山、字上井、字東下、字柳井田、字上川原、字野手、字北山及び字西山、櫛野台2丁目、春日台5丁目、平野町向井字山ノ谷、字辻ノ口、字水池及び字焼ケ谷並びに平野町下村字天神ケ原及び字山下</p>
神戸国際港都建設計画公園	<p>〈2. 2. 7号札場公園〉</p> <p>神戸市東灘区深江北町2丁目</p>

### 3 都市計画の案の縦覧場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

三宮国際ビル6階

都市局都市計画課

**教育委員会****神戸市立学校園教員採用選考試験特別選考案内**

令和5年度（令和4年度実施）神戸市立学校園教員採用選考試験 特別選考

出願受付期間 令和4年11月25日（金）～12月19日（月）17時まで

適性検査受検期間 令和4年12月23日（金）～令和5年1月4日（水）まで

**試験予定日**

小論文試験 令和5年1月8日（日）

個人面接試験 令和5年1月6日（金）～1月9日（月）のうち1日

実技試験 令和5年1月6日（金）～1月9日（月）のうち1日

問い合わせ先 神戸市教育委員会事務局教職員課任用担当 電話：078-984-0636

FAX：078-984-0650

**人事委員会****令和4年度神戸市職員（キャリアリターン）採用選考案内**

採用予定日 令和5年4月1日

受付期間 令和4年11月22日（火）～令和4年12月28日（水）正午

考査日程 令和5年1月中旬

問い合わせ先 神戸市人事委員会 電話：(078) 322-5823